

商品概要説明書

農機具ローン

(令和7年4月1日現在)

商品名	農機具ローン
ご利用 いただける 方	以下の条件をすべて満たす個人の方とします。 ○ 当 J A の組合員（正組合員・准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○ お借入時の年齢が 18 歳以上 76 歳未満の方。ただし、最終償還時の年齢が 81 歳以上の場合は、確実な農業後継者がいる方。 ※ 最終償還時の年齢が 81 歳以上の方は、農業後継者を連帯保証人とさせていただくことがあります。 ○ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○ 自己の住宅（家族名義を含む。）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内の居住が 1 年以上の方。1 年未満の場合は、自己住宅を所有している方。 ○ 新規の取得の場合、本ローンの借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。 ○ 原則として新潟県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ新潟県農業信用基金協会の求償債務者でない方をいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 組合員の農機具購入等に必要なご資金が対象となります。 農機具の購入（中古農機を含む。）、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要なご資金および他金融機関の農機具ローンのお借換資金。
借入金額	○ 1,800 万円以内かつ、所要額以内とします。 ※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が 1,800 万円を超えることはできません。
借入期間	○ 原則として 1 年以上 10 年以内（据置期間 2 年以内）とします。 ○ 他金融機関からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	○ 元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年 1 回返済・年 2 回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、6 か月ごとの特定月に増額して返済する方法。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○ 返済日はあらかじめ当 J A が定めた特定の日といたします。 ○ 一部繰上返済を行う場合は、任意の日に行えるものとし、返済額は任意とします。全額繰上返済は、任意の日に行えます。

担保	○ 原則として、担保は不要です。												
保証	○ 原則として新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 連帯保証人を求める場合があります。												
保証料	○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率（無担保）は年 0.43%（または年 0.38%）です。 【お借入額 100 万円の場合の一括前払保証料（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>5 年</td><td>10 年</td></tr><tr><td>年 0.43%の場合</td><td>4,257 円</td><td>12,603 円</td><td>22,729 円</td></tr><tr><td>年 0.38%の場合</td><td>3,762 円</td><td>11,137 円</td><td>20,085 円</td></tr></table> ② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率（無担保）は年 0.43%（または年 0.38%）です。	お借入期間	1 年	5 年	10 年	年 0.43%の場合	4,257 円	12,603 円	22,729 円	年 0.38%の場合	3,762 円	11,137 円	20,085 円
お借入期間	1 年	5 年	10 年										
年 0.43%の場合	4,257 円	12,603 円	22,729 円										
年 0.38%の場合	3,762 円	11,137 円	20,085 円										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部(電話：0 2 5 4－2 6－2 6 0 0)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：0 2 5－2 2 2－5 5 3 3） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。												
その他	○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として新潟県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。												

